

アスベスト産業の展開と石綿健康被害

南 慎二郎

本論文は、アスベスト災害を引き起こす制度的要因と社会構造について、歴史的事実を元に解明することを目的とする。そこで制度学派経済学的手法をとるカップの社会的費用論を手がかりとし、近代化とアスベストの関係、アスベストの使用を巡る産業構造の実態、アスベスト災害の被害実態、アスベスト産業の集積地域の実態、アスベスト産業の国際的展開、アスベストを巡る政府の対応に関しての検討を行った。

序章では、アスベスト災害の具体的な事例の検討を行うのに際しての方法論を求める。そのため、アスベストおよびアスベスト災害の社会的経済的特徴に注目し、経済的現象としてのアスベスト災害の理論的分析を行う。公害問題や労働災害の側面を持つアスベスト災害を検討するために、かつての日本での公害研究において積極的に受け入れられたカップの社会的費用論を手がかりとした。カップに依拠しつつ、アスベストの社会的費用を整理し、捉えていくことで、アスベスト災害ゆえの特徴や課題を明らかにし、実際のアスベスト災害の事例の検討に向けての展望を示す。

第1章ではアスベストと近代化・高度経済成長との関係に注目し、主に日本の近代以降におけるアスベスト産業の歴史から、アスベスト製品の開発やその普及状況について整理するものである。戦前はアスベスト産業の形成・黎明期であり、軍事需要を中心として主だったアスベスト企業の創設、製品技術の開発や海外からの技術導入が行われた。戦後は経済復興に伴って需要は急増しアスベスト産業は飛躍的に増産していく。そして近年に至るまで大量にアスベストが使用され、ストックされることになった。その歴史的経緯を明らかにするものである。

第2章ではアスベスト産業の展開を誘導・牽引する方向に作用した日本の社会経済の側面に注目し、戦後日本の産業構造・地域（都市）構造、交通体系等の変化によるアスベスト需要の増加、そして産業構造におけるアスベスト需要部門との関係を中心に検討を行う。戦後の主要産業となった重化学工業やその中でも交通体系の変化に伴って台頭してきた自動車産業、そして都市化の進展で求められる建設業が、アスベスト製品の主な需要部門であった。これらの展開がアスベストの使用を規定するのであり、その実態について明らかとする。

第3章ではアスベスト使用によってもたらされたアスベスト災害の実態とその特徴について、現在顕在化している健康被害の状況および社会全体への被害の拡散について検討を行う。アスベスト災害の健康被害として最も目立ち、被害も集中しているのはアスベスト産業およびアスベスト需要部門の労働者における労働災害である。一方で社会環境全体にわたってアスベストがストックされ汚染を引き起こしていることから、様々な職種にわたっての労働災害および環境ばく露による公害被害へと広がっている。このような被害の集中と拡散の同時進行の状況について明らかとする。

第4章ではアスベスト産業とそれによる健康被害の地域集中・集積の点に注目し、大阪府、特に泉南地域での事例を中心に検討を行う。大阪府は日本のアスベスト産業の集中・集積地であり、中でも泉南地域に集中立地していたアスベスト紡織工場群は全国の石綿糸・布の生産で高いシェアを占めていた。その一方で、泉南地域でのアスベスト工場の労働力は社会的・経済的弱者に押しつけられていた側面もあった。泉南地域はアスベストの社会的費用が局地的に集中した典型的な事例であり、その要因や実態について明らかにする。

第5章ではアスベスト産業の国際的展開と、それに連動して公害輸出の現象としてアスベスト災害が拡散・発生することを、日韓の事例から検討を行う。韓国のアスベスト産業は日本のアスベスト産業の進出によって展開したという側面があり、そこには韓国政府による外資導入による経済成長政策と日本におけるアスベスト規制強化という背景もあった。そして、日本からの進出によって展開したアスベスト工場は、災害防止対策の不足から労働災害・公害被害を引き起こしたのであり、典型的な公害輸出の様相を呈している。日韓の事例を通じて、アスベスト災害の国際的拡散の要因とその実態について明らかとする。

第6章ではアスベスト産業と石綿健康被害の規定要因としての政府の動向に注目する。政府の経済成長政策によってアスベスト使用が助長されるという側面があるが、主にここではこれまでのアスベストに関する規制導入の歴史を検証し、対策の遅れによって現在のアスベスト災害の深刻化を招いた実態とその問題点について検討する。そして、現在のアスベスト災害に関する政府の対策について、自治体へのアンケート調査に基づいて検討し、そこでの課題について明らかにする。

終章ではこれまでの各章で検討した内容の整理と共に、その先のステップとしてのアスベスト災害の責任の所在についての経済学的分析枠組みの検討を試みる。責任は法的責任と社会的責任に大別され、被害と原因に基づくのは法的責任の方であるが、社会的責任による被害救済が主流となっており、概して救済内容が不十分である状況にある。また、アスベスト災害では加害者や被害者が長期間にわたって複雑に絡み合うことから、責任論を展開する困難さがあるのだが、その克服のため

の研究は今後の残された課題である。